

平成29年3月3日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 重 信 好 範	2番 伊 藤 芳 則	3番 弓 掛 元
4番 藤 井 憲一郎	5番 新 家 良 和	6番 黒 木 靖 治
7番 横 光 春 市	8番 桑 田 典 章	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 保 実 治	12番 吉 岡 広小路
13番 福 岡 誠 志	15番 岡 田 美津子	16番 鈴 木 深由希
17番 澤 井 信 秀	18番 齊 木 亨	19番 池 田 徹
20番 大 森 俊 和	21番 竹 原 孝 剛	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

14番 小 田 伸 次

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 増 田 和 俊	副 市 長 高 岡 雅 樹
副 市 長 瀬 崎 智 之	政 策 部 長 藤 井 啓 介
<small>総務部 長 併選挙管理委員会 長 事務局長</small> 福 永 清 三	財 務 部 長 部 谷 義 登
地 域 振 興 部 長 白 石 欣 也	市 民 部 長 森 本 純
福 祉 保 健 部 長 日 野 宗 昭	<small>子育て・女性支援部 長</small> 瀧 奥 恵
市 民 病 院 部 山 本 直 樹	<small>産業環境部 長 併農業委員会事務局長</small> 花 本 英 蔵
建 設 部 長 上 岡 讓 二	水 道 局 長 坂 本 高 宏
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 中 宗 久 之
君 田 支 所 長 落 田 正 弘	布 野 支 所 長 沖 田 昌 子
作 木 支 所 長 加 藤 良 二	吉 舎 支 所 長 木 屋 繁 広
三 良 坂 支 所 長 岡 本 一 彦	三 和 支 所 長 勝 山 修
甲 奴 支 所 長 内 藤 かすみ	監 査 事 務 局 長 落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 丸 亀 徹
議 事 係 長 水 本 公 則	政 務 調 査 係 長 明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任 清 水 大 志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（20日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 4	議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	三次市植物工場設置及び管理条例（案） 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例（案） 三次市田幸健康増進施設設置及び管理条例（案） 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市税条例等の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

第 5	議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号	和解することについて 三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について 過疎地域自立促進計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について
第 6	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号	平成28年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案） 平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） 平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案） 平成28年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）
第 7	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号	平成29年度三次市一般会計予算（案） 平成29年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 平成29年度三次市診療所特別会計予算（案） 平成29年度三次市介護保険特別会計予算（案） 平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 平成29年度三次市土地取得特別会計予算（案） 平成29年度三次市下水道事業特別会計予算（案） 平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案） 平成29年度三次市病院事業会計予算（案） 平成29年度三次市水道事業会計予算（案）

平成29年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成29年3月3日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	7
第 2		市長の施政方針について	7
第 3	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
	報 2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
	報 3	専決処分の報告について（訴えの提起について）	17
	報 4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
	報 5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
第 4	議 20	三次市植物工場設置及び管理条例（案）	18
	議 21	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例（案）	18
	議 22	三次市田幸健康増進施設設置及び管理条例（案）	18
	議 23	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 24	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 25	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）	18
	議 26	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 27	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 28	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 29	三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 30	ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 31	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
議 32	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	18	

	議 33	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）……………	19
第 5	議 34	和解することについて……………	29
	議 35	三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について……………	29
	議 36	過疎地域自立促進計画の変更について……………	29
	議 37	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	29
	議 38	工事請負契約の締結について……………	29
	議 39	工事請負契約の締結について……………	29
	議 40	工事請負契約の締結について……………	29
第 6	議 11	平成28年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………	33
	議 12	平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………	33
	議 13	平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）……………	33
	議 14	平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………	33
	議 15	平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………	33
	議 16	平成28年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………	33
	議 17	平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………	33
	議 18	平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）……………	33
	議 19	平成28年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………	33
第 7	議 1	平成29年度三次市一般会計予算（案）……………	37
	議 2	平成29年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………	37
	議 3	平成29年度三次市診療所特別会計予算（案）……………	37
	議 4	平成29年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………	37
	議 5	平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………	37
	議 6	平成29年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………	37
	議 7	平成29年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………	37
	議 8	平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………	37
	議 9	平成29年度三次市病院事業会計予算（案）……………	37
	議 10	平成29年度三次市水道事業会計予算（案）……………	37


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様並びに視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から、平成29年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより平成29年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、吉岡議員及び福岡議員を指名いたします。

この際、御報告をいたします。本日の会議の欠席者として、小田議員から一身上の都合により欠席する旨、届け出がありました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（亀井源吉君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（亀井源吉君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成29年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

顧みますと、昨年は、三次高校出身の金藤理絵さんがリオデジャネイロオリンピックの競泳女子200メートル平泳ぎで金メダルを獲得し、本市出身の川本翔大さんがパラリンピックの自転車競技で8位入賞という吉報が続きました。お二人の素晴らしい活躍に夢と勇気と感動をいただきました。スポーツの持つ力と可能性を改めて感じ、「スポーツのまちみよし」の実現の

ため、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

さて、我が国を取り巻く経済状況は、内閣府による2月の月例経済報告によると、景気は、一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされています。しかしながら、米国新政権や中国、EUなど、世界経済状況が不安定要素を増しており、今後の経済状況の推移を注意深く見守ることが必要であると考えています。

広島県の経済状況は、広島県内経済情勢報告によると、県全体の景気は緩やかに回復しつつあります。本市においても、企業誘致が促進されるなど、雇用環境は着実に上向いており、12月現在の有効求人倍率は、全国平均が1.43である中、1.86と高い数値となっています。また、三次商工会議所が実施した平成28年10月から12月期の景況調査報告によると、昨年11月の三次藩札の発行や季節的な要因もあり、業況、売上、採算とも大幅改善となっています。しかしながら、業種間で景況感に温度差が見られることもあり、引き続き切れ目のない景気対策が重要であると認識しております。

同時に、人口減少・少子高齢化により労働力不足傾向にあることから、ハローワーク三次と連携して求人状況のPRを行うとともに、各地域の皆様とともに、Uターン促進のため「三次へ帰ろうコール」に取り組みます。三次市の将来をしっかりと見据え、人口減少・少子高齢化に真正面から立ち向かい、未来を生きる子どもたちのため、本市の発展のため、第2次三次市総合計画の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでいきます。

次に、財政状況について申し上げます。

本市は、合併以来、人件費の抑制を図り、内部管理経費を始めとした経常的経費全般について、徹底した節減、合理化に努めるとともに、市税収入などの確保、さらには有利な財源の活用や繰上償還による後年度負担の軽減などを行ってきました。その結果、本市の財政状況は、平成16年度と比較すると、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標や基金残高、市債残高は確実に改善しています。

特に、市の貯金である基金については、普通会計で平成27年度末残高は、合併初年度と比較して約75億円を増額し、市の借金である市債の残高は、同じく合併初年度に比べて約59億円減少しています。また、実質公債費比率は、平成19年度の18.9%から平成27年度には9.3%と着実に改善しています。引き続き、財政基盤の確立に向けて、財政指標などの改善に努めていきます。

次に、平成29年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

本市は、引き続き第2次三次市総合計画をまちづくりの総合的な指針とし、これまで進めてきた生活最優先の市政を継続しつつ、市内外の拠点性を生かした事業の推進にも対応した、三次市の未来を開く積極型予算として編成しました。

なお、平成27年度から、合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入っており、平成29年度はその3年目となります。一部に一本算定の見直しが見られる緩和措置が講じられることとなったものの、財源が縮減していくことには変わりはなく、財政は一層厳しい状況を迎えています。一方で、公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の老朽化



への対応も求められています。中長期的な視野に立ち、未来の三次市民のために健全で安定的な財政運営を行っていく必要があります。第3次三次市行財政改革推進計画を着実に実行することで、後年度負担の軽減を図るとともに、限られた財源を真に必要なことに有効活用する選択と集中に徹していきます。また、本市の発展のために必要な施策については、基金を効果的かつ積極的に活用していきます。

経済対策については、国の平成28年度第2次補正予算の経済対策（未来への投資を実現する経済対策）に呼応するなどして、平成29年度に繰り越しをして行う一般会計、特別会計及び公営企業会計の公共投資額は合わせて約24億円です。これにより、平成28年度から平成29年度にかけて、切れ目なく事業を実施していきます。なお、平成29年度当初分の公共投資額約67億円と合わせますと、実に約91億円もの事業費であり、前年度と比較すると約42億円の増加となり、本市の経済活性化に大きく寄与するものと捉えています。

次に、平成29年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計と7つの特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は691億9,374万6,000円であり、前年度当初に比べて7億7,625万4,000円、1.1%の減としています。このうち一般会計は379億円で、前年度当初に比べて1億2,000万円、0.3%の増となっています。7つの特別会計については175億5,151万8,000円で、前年度に比べ11億3,044万4,000円、6.1%の減となっています。

一般会計の歳入の特徴としては、市債を前年度と比べて13.5%増額するとともに、基金から約13億円の繰入をしていることです。一方、歳入の特徴は、普通建設事業費を前年度当初に比べて約1割増とし、道路橋梁費を約1億1,700万円増額するなど、市道を始め生活基盤の充実にも引き続き配慮しています。

それでは、施策の重点方針について申し上げます。

本市を取り巻く厳しい社会経済情勢を乗り越え、「幸せを実感しながら、住み続けたいまち」の実現に向けて戦略的に施策を進めていくことで、私の愛する三次市を市民の皆さんとともに今以上に「誇れるまち」としてつくり上げていきたいと思っております。

幸い、これまでの施策の成果として、幾つかの明るい兆しが見えてきました。例えば、これまで本市は、子育て、医療、福祉に重点的に取り組み、雑誌等のランキングで高い評価をいただくなど、一定の成果を上げてきました。また、冒頭に申し上げました有効求人倍率の上昇や人口の社会減の圧縮に加え、この5年間で三次工業団地に7社が進出し、Ⅲ期分譲地を完売することができたこと、観光面では、観光宿泊・スポーツ合宿助成事業である三次DE HAP P Yの平成27年度の利用が、開始年度である平成25年度から約5倍となっていること、酒屋地区の集客も進み、トレッタみよしでは、平成27年3月のオープンから平成29年2月末までの来場者が65万人を突破し、総売り上げも約5億6,000万円となっていることなどがあります。私は、この明るい兆しを確かなものとするため、次に述べる施策に重点的に取り組み、三次の未来を開いていきたいと思っています。

近年、社会問題として子どもの貧困がクローズアップされており、本市としても、施策の方

向性を探るべく、検討を進めてきました。その結果として、貧困という経済的側面だけではなく、社会生活全般の複合的、継続的な取組が必要だと判断しました。子ども一人一人を大切に、自立と活躍を応援することは、地域の魅力づくり、ひいては三次市のまちづくりにもつながってくると思われ、「すべての子どもたちが大切にされ、生まれ育った環境にかかわらず、それぞれの個性や能力を伸ばせる三次市」、「将来の夢や目標の実現に必要な社会性や学力の習得、自立した大人としての活躍を応援する三次市」の実現を図っていくため、三次市子どもの未来応援宣言をつくり上げていきます。

続きまして、外なる可能性を活用し、本市の中国地方の十字路としての拠点性をより高めるとともに、地域や市民の皆さんの力を最大限引き出していただき、協働して地域づくりに取り組むことによって、「しあわせを実感しながら住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次」の実現をめざしていきます。

まず、外なる可能性を活用し、本市の拠点性をより高めて、新たな可能性の創出をめざす5つの拠点創造プロジェクトを進めます。

1つ目は、（仮称）みよしアグリパーク整備事業です。本市の基幹産業である農業の振興と観光・文化・スポーツなどの拠点である酒屋地区のさらなる魅力の向上のため、備北南部農道の沿線に（仮称）みよしアグリパークを整備していきます。来年度からは、産業環境部農政課にアグリパーク整備推進プロジェクトチームを設置し、広島県や関係機関、各種団体と連携して、基本構想策定に着手します。

2つ目は、三次まるごと博物館事業です。現在100万人を超えている酒屋地区の観光客を戦略的に三次地区に呼び込み、歴史的な町並みと歴史・文化を生かしたにぎわい再生に向けて、全力を挙げて事業展開していきます。具体的には、湯本豪一氏から寄贈された妖怪コレクションを生かし、三次市文化会館跡地へ「（仮称）湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）」を建設するとともに、従来の歴みち事業に加えて、町家再生創造拠点化事業などを実施し、交流人口の拡大を図っていきます。

3つ目は、新たな産業用地の確保事業です。先ほど申しあげましたように、県営工業団地は完売していますので、さらなる産業の振興と定住促進のため、新たな産業用地確保に向けた事業を行っていきます。

4つ目は、種鶏場跡地利活用検討事業です。総面積7ヘクタール余りのこの土地は、平成19年3月に広島県から譲与を受けたものです。10年間の指定用途期間がこの3月で終了することから、本市の活性化に向けて有効に活用するための検討を行っていきます。

5つ目は、県立中高一貫教育校の誘致です。平成25年度から地元県議会議員、市議会議員、商工会議所会頭と、オール三次体制で広島県に要望してきたところです。教育の選択肢を増やして多様な教育ニーズに応えるとともに、本市内外で活躍することのできる人材を育成し、地域活性化につなげていきます。同時に、三次市の教育を発展させ、現在市内にある3つの高校を守り、定住につなげていきます。引き続き誘致の実現に向けて取組を進めていきます。

次に、内なる可能性を引き出させていただくため、地域の拠点づくりを進めていきます。合

併後13年が経過し、広域道路網や情報ネットワーク、市民ホールなど、都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。今後は、市内の各地域の個性を生かし、将来に向けて必要な機能を見きわめながら、市民と行政が役割分担し、協力・連携して「誇れるまち」をめざしていきます。

具体的には、ハード面では、道の駅ゆめランド布野施設改修事業や吉舎町文化施設事業、みらさか土地区画整理事業、みわ文化センター増築等整備事業、健康増進施設整備事業などを実施します。

また、現在、各住民自治組織において、地域の夢や将来像を共有し、地域資源を活用した活性化や地域が抱える課題解決に向けて、地域まちづくりビジョンの見直しをしていただいています。市役所も、まちづくりサポートセンターや地域応援隊などの機能を発揮して、市民の皆さんとともに汗して、知恵を出し合い、地域のために必要な事業を検討し、住民自治組織などの適切な役割分担のもと、ビジョン実現に向けて全力を挙げていきます。

平成26年に策定した第2次三次市総合計画は、計画期間を平成35年度までとしています。政治、経済、社会状況が目まぐるしく変化する中で、国などの各種制度改正や、本市の各施策の進捗状況を勘案し、本市の将来をしっかりと見据え、中間年である平成30年を目途に、必要な見直しに着手していきます。

続いて、総合計画のまちづくりの取組の柱に沿って、平成29年度の主な施策を申し上げます。第1の柱は、まちづくりの主役である「ひとづくり」です。

子育ての分野では、次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にし、生まれ育った地域に誇りと愛着を持って成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進めます。

まず、妊娠、出産、子育ての負担軽減を図るため、不妊・不育治療費助成事業の拡充や多子世帯保育料軽減事業、こども医療費助成事業などを実施します。また、子育てを支える環境づくりとして、ゼロ歳児保育や病児・病後児保育に加え、子育てサポート事業を拡充します。さらに、神杉保育所の整備や十日市や神杉のこども集会所の整備を始めとする放課後の子どもの居場所づくりなどを進めます。さらに、親子のふれあいを深める取組として、新たにブックスタート事業やこどもの室内遊び場（みよし森のポッケ）運営事業を行い、子育て世代に選ばれるまちをめざしていきます。

学校教育の分野では、児童生徒一人一人の基礎・基本の定着を図り、確かな学力の向上を図るため、引き続き市費採用教員配置による少人数学級編成や少人数習熟度別授業などを実施します。また、特別な配慮が必要な児童生徒への学習支援を行う学校支援員配置事業を拡充します。さらに、学習環境の整備として、年度内には市内の全小・中学校の普通教室にエアコンの設置を行います。

新たにみよし版わくわく体験活動推進事業を実施し、市内での自然体験や地域の方との交流による、ふるさとへの誇りと愛着を醸成し、豊かな感性を持つ児童の育成や、特色ある学校づくりを推進します。外国語教育では、引き続きがんばる中学生の英語学習応援事業として、英

語検定料補助を行うとともに、イングリッシュキャンプやALT（外国語指導助手）の活用により、コミュニケーション能力育成の取組を充実させていきます。

スポーツ・文化の分野では、子どもたちの豊かな心を培い、多様な個性を育むため、三次市民ホールきりりや、奥田元宋・小由女美術館を始めとする4つの美術館、みよし運動公園などを活用し、本物の芸術・文化・スポーツに触れる機会を提供していきます。特に、市民ホールの冬季の需要喚起のため、市民ホール冬季公演支援事業を新たに実施し、活用に力を入れていきます。

スポーツのまち三次の実現に向けて、ジュニアアスリート育成支援事業や、スポーツを通して子どもの夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組みます。また、みよし運動公園に新たにトライアルパークやスポーツウォールを整備し、多様なスポーツニーズに応え、交流人口の拡大につなげていきます。

新たに史跡寺町廃寺跡整備事業として発掘調査を行うとともに、文化財副読本作成事業を実施し、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進めます。

国際交流の分野では、市民の皆さんや地域が主体となった姉妹・友好都市などとの交流事業を促進し、多様な文化を認め合い、コミュニケーション能力のある幅広い視野を持った人材の育成を図っていきます。

男女共同参画・平和・人権の分野では、男女共同参画社会の実現に向け、講演会やセミナーを通して意識啓発や学習機会の提供を行い、性別にかかわらず、みんなが協力してつくる、人に優しく住みよいまちをめざしていきます。また、平和の継承、人権尊重の普及・啓発に引き続き取り組みます。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」です。

保健の分野では、市民一人一人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、いきいき健康日本一のまちづくり事業を積極的に進めるとともに、三次市社会福祉協議会を始めとする関係団体などと連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。さらに、節目年齢歯科健診事業を新たに行い、生涯を通じて自分の歯で食べられるよう、健康づくりを進めます。

医療の分野では、広島県や広島大学などとの連携のもと、医師の確保に全力を挙げた結果、平成29年度、市立三次中央病院は、研修医も含めて73人の医師により診療を行う予定です。また常勤医が不在となっていた作木診療所に医師を確保することができました。今後とも、市立三次中央病院と三次地区医師会や市内の医療機関との連携並びに役割分担を行うことにより、24時間365日、小児救急医療や休日夜間急患センター運営事業を継続しながら、医療体制の充実と医療の質の維持向上をめざしていきます。

また、国民健康保険制度においては、財政の安定化と効率的な事業運営のため、平成30年度からの広島県を中心とした広域化に向けて取組を進めます。

福祉の分野では、本格的な高齢社会を迎え、本市で暮らす高齢者の皆様に長く元気でいていただくよう、介護保険法の改正に伴い、新たな介護予防・生活支援サービス事業等に取り組み

ます。また、介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、介護人材確保事業として、研修費の助成を行います。

障害者が地域の一員として安心して暮らせる社会の実現をめざし、外出支援のための障害者福祉タクシー等利用助成事業を継続するとともに、相談支援事業や各種サポートを行う障害者支援センター事業など、障害に応じたきめ細かい福祉サービスを提供し、本市に暮らす全ての障害者の生活支援や自立支援などをより一層推進していきます。

地域公共交通の分野では、JR三江線が平成30年4月1日で廃止となることが決まりました。大変残念ではございますが、今後は、日常生活に必要な移動手段を確保するため、沿線自治体と連携・協力して、代替交通への移行に全力で取り組んでいきます。

また、これまで強く要望してきましたJR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業がいよいよ実現し、設計に着手します。さらに、JR芸備線は、明日からのダイヤ改正に伴い、土曜、日曜、祝日の快速みよしライナーの増便が決まりました。そこで、新たにJR芸備線・福塩線利用促進事業を行い、JR線の利用促進に向けて、市民の皆さんの機運醸成を行っていきます。

また、生活交通確保対策事業により、通学、通院、買物など、日常生活に必要な市民の皆様様の移動手段の確保・維持を継続します。高齢者運転免許自主返納支援事業を拡充し、交通事故防止と公共交通利用促進に努めます。

防災・安全の分野では、平成28年度も国内各地で地震や台風による自然災害が発生しました。特に熊本地震については、被災者支援のため、職員派遣を行ったところです。このような自然災害などに対する市民の皆さんの不安を解消するため、災害リスクに備えて、水防対策支援情報収集事業や土砂災害ハザードマップ作成事業等を拡充し、必要な対策を行っていきます。さらに、消防団や自主防災組織など、市民の皆さんと力を合わせながら、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、大規模災害発生時に市の業務の早期復旧を実現することで、市民の皆さんの生命、生活、財産を守り、都市機能の維持・復旧に着手することを目的として、業務継続計画の策定を行います。倒壊の危険のある空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、適切な対応を行うため、空家等対策事業を推進します。

消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の充実や啓発を行っていきます。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」です。

就労促進・起業支援の分野では、女性が働きながら子育てできる環境日本一をめざし、仕事と家庭が両立できるまちづくりを進め、女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気なまちをつくっていきます。そこで、みよしまちづくりセンターの一部を改修し、女性の就業を支援するための拠点として整備します。

農業分野では、農業従事者の高齢化、担い手不足や国の制度改革などにより、農業を取り巻く環境が大きく変化しており、先行きが不透明な状況となっています。こうした状況の中、持続可能な地域農業の確立と夢の持てる農業の実現のため、昨年策定した三次市農業振興プラン

を強力に進めます。具体的には、担い手育成・強化事業や農畜産物の生産力強化事業及び販売力強化事業を柱とし、新たに園芸作物条件整備事業補助金等を実施していきます。今後も、生産者を始め、J A、広島県等の関係機関と連携して、農業を多様な担い手で支える施策を展開し、農業所得の向上や経営基盤の安定・強化を図っていきます。

また、農業基盤の整備として、ため池や用排水路等の農業用施設や農地改良等の基盤整備を継続して実施します。さらに、鳥獣被害防止対策モデル集落推進事業など、農作物などへの被害防止対策や有害鳥獣の駆除活動に取り組んでいきます。

林業分野においては、引き続き、三次地方森林組合や甲奴郡森林組合と連携し、林業の振興を図ると同時に、林道の路面補修や林業専用道山家線の開設などを進めます。また、小規模な山林の崩壊など、山地災害防止のため、小規模崩壊地復旧事業を拡充します。

商工業分野では、みよし産業応援事業やリフォーム支援事業など、市内中小企業の経営の安定を図るための支援事業を継続します。さらに、三次商工会議所や三次広域商工会などの関係団体との連携を深め、地域での消費喚起と地域経済の活性化を図ります。中でも、三次藩札の発行事業については、多くの事業者から「地元での購買につながる」「景気刺激になる」と評価をいただいております。平成29年度も、特に状況の厳しい小売業を下支えする意味からも、継続して実施します。

企業誘致活動につきましては、市内の雇用の維持・創出に向けて、関係機関と協力しながら、企業訪問や情報発信、企業セミナーなど、戦略的な活動を行うことで、市内で操業されている既存の企業との信頼関係を深め、本市において企業活動を継続・拡大していただくことに努めていきます。

観光の分野では、引き続き、市内の各観光協会など、関係者が一体となってオール三次観光・交流キャンペーンstage 2として、新たに無料W i - F iを活用した観光情報発信などによる来訪者促進事業や受け入れ体制の整備促進事業、国際観光推進事業などを総合的、戦略的、効果的に進めていきます。また、観光施策とスポーツ施策の推進体制を統合した観光スポーツ交流課を新設し、連携強化により、さらなる交流人口の拡大を図ります。

加えて、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光まちづくり」のかじ取り役となり得る三次版DMOの設立に取り組みます。

定住・交流の分野では、冒頭に申し上げましたように、これまでの成果が見え始めていますので、定住対策事業を拡充し、自然に恵まれた環境や充実した子育て・医療体制など、本市の特徴を積極的に発信していきます。また、住民自治組織や集落支援員、三次市ふるさとサポーターの活用など、移住希望者や若者とふるさとを結び、定住につなげることをめざしていきます。

また、平成29年度から定住促進本部を政策部に移管し、あらゆる分野での施策を有機的、横断的に連携させ、展開することによって、総合的な効果を発揮していきたいと考えています。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える「環境づくり」です。

自然環境の分野では、市民の皆さんと地域を育んできたかけがえのない資産である自然環境

を次の世代へ引き継いでいくため、里山林の整備や森林・林業体験活動への支援を行います。

循環型社会の形成に向けて、学校などへの電力監視装置を設置し、見える化事業を拡充し、環境教育と省エネルギーの実践に努めるなど、地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けて、豊かな自然との共生をめざしたまちづくりを進めていきます。また、ごみ減量化対策事業や廃棄物処理など、市民や事業者の皆さんと行政の協働によるごみの減量・資源化及び処理施設の延命化などによって、安定的なごみ処理体制を確立していきます。

生活基盤の分野では、県道羽出庭三良坂線や市道三次山家線を始めとする道路新設改良や道路修繕、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の点検・長寿命化、新市まちづくり計画のフォロー事業に基づく道路新設改良、排水路新設改良事業など、生活最優先の視点で、必要性や緊急性を勘案し、効率的に整備を行います。

市営住宅改修事業として、みよし第2住宅屋上防水改修などを行い、住環境の整備を進めます。

水道事業では、河内地区を始めとする拡張事業、浄水場施設更新、老朽管の更新に引き続き取り組みます。また、平成29年4月1日に簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業へ統合することに伴い、上水道エリアの料金改定を行います。市民の皆さんには御負担をおかけいたしますが、安全で安心できる良質な水を供給するため、今後もより効率的な事業運営と健全経営に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

下水道事業では、市民の皆さんの快適な生活環境づくりのため、三次処理区における管渠布設工事など、施設の整備を計画的に進めます。

農業集落排水事業では、引き続き維持管理に努めます。また、快適な生活環境を創造するため、小型浄化槽設置整備補助事業を継続実施します。本市の主要な施策の効果を十分発揮していく上で、国や広島県との連携が重要です。国との関係では、国道54号の交通安全対策や橋梁の老朽化対策、青河町片山地区を始めとする河川改修、三川合流部周辺河川環境整備などを連携・協力して進めます。広島県との関係では、国道183号や375号、主要地方道吉舎油木線本郷工区、祝橋の架けかえを伴う都市計画道路巴橋栗屋線街路事業を始めとした国道・県道の整備・改良、幹線林道の比和・新庄線や、県営備北南部地区広域営農団地農道の整備など、引き続き連携・協力してまいります。今後とも、国・県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を重ねていきます。

広島空港連絡バスの運行を1年間延長し、交通の結節点としての機能強化を図ることで、企業活動の促進並びに観光振興や定住の促進につなげていきます。

情報化に関する取組として、君田町櫃田沓ヶ原地区において、携帯電話エリア整備事業を行い、不感地域の解消に努めます。加えて、社会保障・税番号制度に係るシステム運用やケーブルテレビ設備改修事業を行います。

また、公共施設解体事業により、老朽化などで活用されていない施設の解体・除却を行います。

景観形成の分野では、尾関山公園周辺整備事業の拡充や花の里みよし推進事業などを行い、

引き続き、地域の一体感と誇りを育み、美しい三次の創造を図ります。また、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を継続し、農業用施設の保全活動や環境整備の共同作業による農業・農村環境の維持・保全に努めます。

第5の柱は、参加と行動によるつながる「しくみづくり」です。

自治振興活動費補助事業や地域力向上支援事業などを継続し、住民自治組織や市民団体などへの活動支援を行います。また、がんばる地域支援事業、がんばる地域・産業施設整備支援事業を継続実施し、地域課題解決や地域活力の創造に向けて、頑張る市民の皆さんを全力を挙げて応援します。さらに、集落支援員事業の拡充やウチソトつながるワークショップ事業の継続、市職員による地域応援隊の活動など、市民の皆さんと市が情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場で、「参加」と「行動」を基本とした協働のまちづくりに取り組みます。

行財政改革の推進につきましては、第3次三次市行財政改革大綱に掲げる「透明」「参加」「選択」を基本理念とし、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民の満足度を高め、創意と工夫で市民の皆さんが誇れるまちづくりに向けた取組を着実に実行していきます。また、活動方針を「共感」「決断」「行動」とし、本市の未来を市民の皆さんと共に開く、共感力と変革力ある行政をめざします。

具体的には、市政運営の基本として、健全財政を堅持するとともに、債権確保やふるさと納税を始めとする歳入の確保並びに民間委託や内部管理経費の削減、公共施設等総合管理計画に基づく適切な施設管理などの歳出抑制の取組を継続しながら、削減中心の「量」の改革から、市民満足度を高める「質」の改革へと発展させていきます。さらに、公明正大な行政のため、徹底した情報公開を行うとともに、個別外部監査を継続し、行政の透明性、信頼性の向上を図っていきます。

行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。市民に身近な信頼される行政を実現し、市民の皆さんとともに未来のための変革を生み出していく取組を進めます。また、まちづくりの総合指針である第2次三次市総合計画の進捗管理をする仕組みとして行政評価を実施し、行政運営の中にPDCAサイクルを確立させ、社会の変化に柔軟に対応していきます。

終わりに当たり、私の原点は、「とことん対話」する市民生活最優先の市政であります。本年度も、地域づくり懇談会や車座対話、未来「夢」懇話会などで、多くの市民の皆さんの声を聞かせていただきました。また、私自身の夢も語らせていただきました。今後とも市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、これからのまちづくりに積極的に生かしていきたいと考えておりますので、引き続き忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

また、市民生活最優先の市政という点では、合併からこの間、生活基盤整備は一定程度進めてきたと自負しております。引き続き必要な整備は進めてまいります。今後は、この礎の上に「誇れるまち」を市民の皆さんとともに作り上げていきたいと考えています。「誇れるまち」とは、個性あふれる地域がたくさんあり、全ての子どもが夢に向かって頑張ることができるまちであります。魅力にあふれ、誇りに満ちた地域を実現するためには、市だけではなく、住民自治組織や地域住民の皆様一人一人がみずからの夢を持つとともに、我がまちの夢や将来



像を共有し、ともにまちづくりを行っていく必要があります。

金藤理絵さんも、三次高校訪問の際に「夢は持たないと叶わない。ずっと夢を持ち続けて」と夢の大切さを語っておられました。また、金メダルの意義を「子どもたちに言葉だけではなく、手で触れられる形のあるものを示したかった。夢や希望になる」とも語っておられました。市民一人一人が自分の思い描く夢や我がまちの夢の実現に向けて行動を起こす、つまりは夢を形にするために、市も地域も共に行動を起こしていこうではありませんか。市民の皆さんの御参加と未来への挑戦を期待しています。三次の未来を共に切り開いていこうではありませんか。

今後とも議員各位を始め市民の皆様の格別の御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（亀井源吉君） 日程第3、報告第1号から報告第5号までの専決処分の報告5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第1号から報告第5号までの報告5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年11月28日に、三次市十日市南5丁目1540番15地先、市道中原下本谷線の路上で発生したガードパイプ支柱の不全による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年11月28日に、三次市十日市南5丁目1540番15地先、市道中原下本谷線の路上で発生したガードパイプ支柱の不全による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。

たので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年10月26日に、三次市三次町381番地5、寺戸第二定住促進住宅2号棟で発生した水損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成29年1月24日に、三次市十日市西6丁目10番45号、みよしまちづくりセンター駐車場で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

以上、報告5件につきまして御報告申し上げるものでございます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告5件は、地方自治法第に基づき指定された専決処分であります。先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第20号 三次市植物工場設置及び管理条例（案）

議案第21号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例（案）

議案第22号 三次市田幸健康増進施設設置及び管理条例（案）

議案第23号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の

一部を改正する条例（案）

議案第33号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第4、議案第20号から議案第33号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第20号から議案第33号までの議案14件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第20号三次市植物工場設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、障害者等の就労機会を創出することによって、その社会参加の促進を図るとともに、廃棄物処理施設である三次環境クリーンセンターの余熱を有効利用した施設園芸による農産物の生産振興を目的として、三次市植物工場設置及び管理条例を新たに制定しようとするものであります。

その主な内容は、三次市植物工場の名称及び位置のほか、使用の許可、使用料等について定めようとするものであります。

次に、議案第21号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、情報サービス産業などの事業者が市内の貸し事務所等において事業所を設置することを促進するために必要な奨励措置を講じることにより、本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の安定に資することを目的として、三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例を新たに制定しようとするものであります。

その主な内容は、貸し事務所等の賃借及び通信回線の使用に要する経費への奨励金並びに雇用奨励金を新設しようとするものであります。

次に、議案第22号三次市田幸健康増進施設設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市民の健康の増進を図り、心身の豊かさの中で多様なふれあいを創出し、活力と魅力にあふれた地域社会の形成に貢献するため、三次市田幸健康増進施設設置及び管理条例を新たに制定しようとするものであります。

その主な内容は、田幸健康増進施設の名称及び位置のほか、開館時間及び休館日、利用許可、利用料金等について定めようとするものであります。

次に、議案第23号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係条例である三次市職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、職員の育児休業等の対象となる子の範囲について、現行では法律上の親子関係である実子や養子に限られているものを、養子縁組里親に委託されている子など、法律上の親子関係に準ずると言える関係にある子も追加しようとするものであります。

次に、議案第24号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の職員の報酬月額を改定するほか、新たに診療報酬請求事務専門員ほか2つの非常勤特別職の報酬月額及び費用弁償について定めるため、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例である三次市税条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、個人市民税では、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創出、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、法人市民税では、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税では、税率の特例の期間の延長、環境性能割の創設を行うほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第26号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、省令の条文ずれに伴い、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第27号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市矢井地区老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市矢井地区老人集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第28号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、段構造改善センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、段構造改善センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第29号三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市東酒屋町に整備を進めてきました酒屋いこいの森が完成したことに伴い、関

係条例である三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表及び別表第1に酒屋いこいの森の名称及び位置を追加し、その管理方法について定めようとするものであります。

次に、議案第30号ふるさと三次寄附条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、ふるさと寄附金を財源とする実施事業について見直しを行ったことに伴い、関係条例であるふるさと三次寄附条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の事業の区分として、新たに伝統的な三次の鵜飼の保存・継承に関する事業を加え、三次の鵜飼を全国の方から支援していただくとともに、特色ある三次の鵜飼を全国にPRしていこうとするものであります。

次に、議案第31号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、利用定員19人未満の小規模な通所介護事業が地域密着型通所介護として地域密着型サービス化されたことに伴い、その人員、設備、運営に関する基準を定めようとするもののほか、文言の整理を行うものなどであります。

次に、議案第32号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、介護予防認知症対応型通所介護について、地域密着型通所介護の基準に合わせ、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置などの基準を新たに設けることなどであります。

最後に、議案第33号個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、三次市個人情報保護条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、いわゆるマイナンバー法に情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定が整備されたことに伴い、引用条項の整理等を行おうとするものであります。

以上、議案14件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（21番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○21番（竹原孝剛君） 議案第25号の三次市税条例等の一部を改正する条例（案）についてお尋ねしたいと思いますが、今回の条例改正で市民への影響というのはどういうふうにあるのかというのが第1点。

それから、附則の第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例というのが今回ありますが、厚労省の資料によると、この施行日というのが平成29年1月1日というふうになっていますが、これは三次市の場合は平成30年1月1日というふうに1年違いますが、これはどういうふうに違うのかお知らせを願いたいと思います。

それから、このセルフメディケーション税制の概要の中にあるこの対象となる中身ですが、特定健診とか予防接種とか健康診断、がん検診などなど、それから、医薬品も、風邪薬やさまざまあると思いますが、その啓発といいますか、それが対象になりますよという啓発。これはどっちの部分かよくわかりませんが、適切な健康管理を行うためにこの税制が今回できたということになっていますが、その啓発はどこが担当して、どういうふうに行われるのか、お尋ねをしたいと思います。

（市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 森本市民部長。

○市民部長（森本 純君） 議案第25号の税条例改正の関係で質問をいただきました。

まず、市民への影響の部分でございます。こちらにつきましては、先ほど議員のほうからも御指摘がありました新しい医療費控除の特例措置が平成30年度の市民税から適用されるということで、該当する方につきましては、一定の減税効果がある部分というふうなことになるかというふうに思います。

また、中身には、例えば住宅借入金控除期間の延長とか、あるいは法人税率の引き下げとか、もう一つは、これは平成31年度からになりますけども、県税であります軽自動車の取得税、これが廃止されて、市税に変わっていく、そういったものもかなり入ってきております。また、軽自動車税の環境性能によつての割引制度がもう一年延長になったというのも入っております。

それから、医療費控除の特例が29年1月からではないかという御指摘でございますけども、先ほど申しましたように、29年1月からの収入につきましては、平成30年度の市民税にかかわるものになりますので、平成30年度からというふうな書き方にさせていただいております。

また、セルフメディケーションの対象の啓発という御質問でございますけども、こちらにつきましては、既に所得税の分野ではこの1月から適用されるようにマスコミ等でも出ておろうかと思いますが、市といたしましては、来年度の住民税の申告時期前にはしっかりと啓

発・広報して、申告につなげてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

(21番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○21番（竹原孝剛君） このセルフメディケーション税の改正ということで、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間ということですよ。ということになれば、今年度から、今年の1月1日からその領収書などを医薬品の明示もしなさいということになっていますから、その啓発を市民にしておかないと、それは市民の皆さんは、領収書も風邪薬や鼻炎用内服薬や水虫・たむし、肩凝り・腰痛・関節痛などの添付書をつけなさいというふうになっていますが、その啓発をせんと、この税そのものはわからんのではないですか。そういう啓発が今の時期といますか、今から始まるんだから、ちゃんと市民の皆さんに知らせることが必要だと思いますが、それは誰がするんですか。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 森本市民部長。

○市民部長（森本 純君） 今回の制度につきましては、税制改正の一環でございますので、市民部のほうでしっかりと啓発のほうを図ってまいりたいというふうに思います。

当然、今回、条例改正を御可決いただきましたならば、この中身につきましては、市民の皆様へ広報等を通じてお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 吉岡議員。

○12番（吉岡広小路君） 2点ほど質問させていただきたいと思いますが、まず1点目は、議案第20号に関して、三次市植物工場設置及び管理条例（案）ですけれども、この条例案の中には、目的として、クリーンセンターの余熱の有効利用による施設園芸による農作物の生産振興と障害者等の就労の促進というふうに述べられておりますけれども、これ、施設の管理は、この条例案を見る限りは、指定管理者制度ではないというように受け取られます。この植物センターができた後の管理運営はどのように行われるのか、指定管理者なのかどうなのかというのをお聞きしたいのと、まず、ここで条例案を見ると、使用者を市長が決定するというふうに書いてありますけれども、これはどのように決定をするのか。入札なのか、もう既に内々に決めておる業者あるいは団体と随意契約をしようとしているのか。農業と障害者雇用ですから、これを一体的にできるということも含めて、どのような形態で使用契約を結ぶのかというのをお聞きしたいのと、この植物公園の中でもう既にどのようないわゆる農作物を栽培するか、使用者も決定していない段階で、農作物も決定をしているのではないかとされておりまして、どのようなものをつくるかというのを事前に市のほうで決定されておるのかどうかというのをお聞きしたいのが2点目。

それから、条例案の中で、月額26万円を限度としてその利用料というのを定めるようになっ

ておりますけれども、この中には、当然、光熱水費は別だろうというふうに思いますが、当然、この26万円の中で、いろんな市としての経費はペイされて、いわゆる維持管理費には特に市の持ち出しは発生をしないのかどうなのかというのを確認しておきたいと思っております。この植物工場に関する市としての収支計画についてもお知らせいただきたいと思っております。

それから、もう一点は、議案第29号三次市いこいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）ということでもありますけれども、これは酒屋にも既に設置をしておりますいこいの森ということでもありますけれども、現在でも使われておる様子はありませんけれども、遊歩道にしても大変な草が生えていたり、広大な面積ですので、維持管理費には膨大な費用がかかるのではないかというふうに思いますが、現在、その維持管理費に幾らかかっているかということと、今回、条例の一部改正によって、中身としたら、指定管理者制度を導入されようとしているのか、また、その年間の維持管理経費はどのように見込んでおられるかということをお聞きしたいと思っております。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（花本英蔵君） 議案第20号についてのまず1点目でございます。施設の管理ということでございますけれども、市直営施設として運営する案を持っております。

それから、2点目でございます。使用者の決定方法でございますけれども、使用者としておりますのは、市直営でございますけれども、使用料を払っていただいて施設を使用させていただくと、そして、利益が上れば、その使用者が利益を取り分にする、市のほうの持ち出しは一切ないという形で運営をしていきたいというふうに案として持っております。

それから、どのような作物かということもございますけれども、想定されますのが、ミニトマトでございますとか青物とか、いろいろありますけれども、それらは今建設中の施設の中で対応できますので、最後の検討を今しているところでございます。

それから、先ほどちょっと答弁いたしましたけど、4点目、26万円の中で市の持ち出しがあるのかないかということもございます。26万円の中で一切市は持ち出しはしないと。ただ、施設の修繕等が発生しまして、その修繕の内容によっては、相互で協議して修繕する必要があるかもしれません。それはある程度可能性としてあります。しかし、26万円の中での市の持ち出しは想定してありません。

26万円を上限ということですから、一応、これは、最初の年はどうしても、施設が3月に完成しまして、4月から約3カ月ぐらい準備期間がございます。スタッフがやはり実際に研修をするとか、実際、今稼働している施設へ行って視察をして実践研修をする。これを約3カ月見込んでおります。そして、7月から植えてということで、年度末ということになりますと、6月でなくて3月で、3カ月短いものですから、そういったところで収益が上がりにくいということも想定できますので、最初の年は赤字が出るのではないかというふうに想定もしております。そういったところがございますので、26万円を上限とはしておりますけれども、減免したり



免除したりする年も出てくるということで、大体、想定としましては、2年ぐらいしてきますと経営が安定してきまして、ある程度の収益も出てくるということです。2年ぐらい経過したところでまた双方で使用料の協議を行っていききたいと、そういう考え方をしております。

それから、収支計画でございます。一応、こういったタイプの植物工場は、900平米から1,000平米が収益を見込めると、確保できるという面積になります。そういうところで、先ほど申しました案としては、1つは、収益性の高いトマトを栽培して、農業の初心者でも安定した収穫ができる栽培システムを導入するように考えてもおります。その栽培システムでは、高糖度、うまみが強くて、抗酸化作用、そういった付加価値のあるトマトによって差別化が図られて、市場価格に左右されない価格で流通していくということで、通常、市場で売られているトマトの3倍ぐらいの価格の売り値がつきますので、そういった付加価値のものを販売して、収益を上げていきたいというふうに考えております。

それから、いこいの森でございますけれども、まず、維持管理は市直営で行います。そういうふうに予定をしております。それから、委託料でございますけれども、条例案を可決していただきましたら、年間約30万円としております。いこいの森は以上の2点だと思います。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

○12番(吉岡広小路君) 20号も29号も同じですけれども、今のお聞きしていて、なぜ20号も29号も指定管理者によるものにされないのかという理由がわかりません。特に20号などは、今の説明でいうと、26万円を限度として使用料をいただくけれども、利益が出た場合には、その使用者がその利益をその中に入れてもいいんだ、市のほうとは関係なく利益を徴収してもいいんだというふうに言われますが、ちょうどそれは指定管理者制度の趣旨に合致したものであろうかというふうに思いますし、29号にしても、年間30万円のいわゆる維持管理費も決定されておるんでしたら、それを関係の方に、指定管理によって、できる限り市から外すという形で管理運営されていくほうがよかろうかと思っておりますけれども、それについてもう一度お聞きをしたいのと、植物工場に関して、中身とか栽培作物は決まっていないういながら、トマトとか青物栽培とか言われましたけれども、最終的には市場価格の3倍であるようなミニトマトの栽培というふうに言われたように、既に中身としては市のほうでその作物を決められておるのではなかろうかというふうに思いますが、これについてもお伺いしたい。

それはなぜかという、やはり指定管理にしても使用者を決めるにしてもそうですけど、公平に公正に、入札であるとか指定管理者制度の導入によって、それを使用したいという方々が公平にその資格に参加をするということが大事であろうかと思っておりますし、その過程の中で、ミニトマトに限定するだとか、いろんなことがあれば、当然、参入しようとする業者さんであるとか、そういったところにも一定の縛りをつけるということになりますし、そういうことからいうと、やはり利益が出る、市場に出す、利益をもうけるということからいうと、民間の業者さんがそれを十分クリアできるからということで申し込まれるわけですから、それは市がかかわるよりも、市場原理といいますか、それぞれのやろうとする方々に全てお任せするほうがよ

り経営もうまくいくのではなからうかというふうに思いますけれども、これもあわせてお聞きしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) まず、指定管理になぜしないのかというところで、植物工場について御説明したいと思います。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費削減を図ることを目的としております。制度の趣旨に照らし合わせた場合、この施設では特定の者が専ら農産物の栽培のみを行い、住民の利用がございません。また、施設の貸し出し、開館・閉館時間、休館日等を定めることも不要でございます。さらに、この施設は、障害者の就労機会の創出、みよし環境クリーンセンターの余熱利用、農産物の生産振興、この3つを柱としておりまして、これらを実現するための政策的、実証的な取組でもあります。したがって、市直営による管理が適当と考えております。

そして、もう一つ、いこいの森でございますけれども、吉舎、甲奴のいこいの森につきましては、キャンプ施設とか体験交流センターなど、利用許可、利用料を徴する施設がございます。酒屋いこいの森につきましては、芝生広場や散策路の利用でありまして、公園などの通常利用と同様で利用許可が不要で、施設もございませんので、市直営とし、維持管理については、公共的団体の酒屋地区自治連合会へ業務委託しようと考えております。

それから、作物でございますけれども、やはり施設を計画するときに、何をつくるのか決めないで、ある程度想定しないで施設を、また、しかも中のシステムを考えることはできませんので、先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほど申しましたものをある程度想定しながら考えているところでございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

○12番(吉岡広小路君) まず、酒屋のほうからいきます。指定管理によるいわゆる随契、酒屋地域の自治連合会がやられても、それは構わないと思いますが、指定管理者と直営で何が違うのかというと、直営にしたら、何でもそうですけれども、人が幾ら来られようと、人がたくさん使われようと使われまいと、市が払うお金は一緒、自分たちが、自治連合会がもらえるお金は一緒ということになりますから、そういうことではなしに、やっぱり使用料も取ることもできる、あるいはそれぞれ酒屋地域の皆さんであるとか、その管理する皆さんが、よりたくさんの皆さんが使っただけのように考える施設にしよう、多くの皆さんが使うような施設にしようということから、民間の活力を導入して指定管理者制度でやりなさいということですので、やはり酒屋の自治連合会にしても他の民間施設にしても、市の直営よりも民間の活力でより多くの皆さんが使える施設として使ってもらえるよう、場合によっては使用料も取って、そこをきちんと管理運営できるようにしよう、多くの皆さんが使ってもらえるようにしよう

いう感覚でないといけないんだらうというふうに思いますが、これも、最後になります、聞かせていただきたいと思えます。

それから、クリーンセンターのところで、聞けば聞くほども、市のほうが特定の団体があって、いやいや、これは直営で必ずやるんだと。三次市がミニトマトの栽培だとか、それにたけているとは思えないわけです。当然、他の民間の業者さんであるとか特定の業者さんとか、あるいはこれまで一生懸命栽培をされてきた方とか農業に特化されてきた方がいらっしやいますから、そこが運営をされるというのが一番だらうというふうに思うんです。その中で、市が、今、先ほど言われましたように、障害者を何人雇えとか、そういうところもいろんなことがあるので、市の直営でやらなければいけないといつて言えば言われるほども、特定の団体がいて、そこに決めたいので直営の施設で使用料を決めてやるというふうに、うがった見方をしてしまいうので、当然、どこでも、民間でも参入できて、きちんとそれが入札という形、あるいは議会にも広くわかるような形で、多くの皆さんが公平だと感じるような仕様の仕方でないといけないと思えますので、これも最後に確認しておきたいと思えます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) いこいの森についてお答えいたします。

いこいの森は、先ほど申しましたように、使用料を取る施設もございませんので、施設的にも使用料を取るような整備をしておりません。また、酒屋自治連合会では、地域の中の広場として、森として利用していただいておりますし、今までも清掃等に御協力いただきました。今でも毎月第三土曜日をウォーキングの日とされており、コースをいろいろと利用されていると、そういった関係もございますので、やはり清掃とか、そういったところをお世話していただくということで協議をしているところでございます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) 植物工場の運営というか、そういったことについての御質問でございますが、まず、植物工場、この根拠というのは、第2次総合計画、この中にございます。その中には、福祉の分野でございますが、植物工場への参入支援など、障害がある人の就労促進の支援、これを充実していこうというところがまずあります。そのための施設というふうに御理解をいただきたいと思えますし、まず、運営を考えていく場合には、クリーンセンター、ここで、今、余熱が全く利用されていない状況にある。その余熱を利用して、少しでも光熱費を下げていこうと、そういったところでの位置関係でございます。

さらに、障害者の方の雇用ということをお願いしようと思えば、なかなか民間の利益優先のところでは難しい面があるかというふうに思っておりますので、そういった面では、福祉関係のところ、あるいは農業関係のところ、あるいは公共的な団体、そういったところとの意見交換もする中で、今後、庁内にしかるべき選定委員会等を設けて業者のほうは選定をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、植物工場、これは基本的には公の施設には属さないというふうに理解をしております。公の施設というのはあくまでも住民供与が大原則でございますので、ここでは、施設の構造上、自由に入って市民の方が利用していただくということにはならないというふうに考えておりますので、指定管理にもなじまないということで、市の直営というところでございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第21号についてちょっとお伺いしたいんですけれども、第5条の2項の「市長は、前項の基準に該当する者であっても、特に公共性の著しいものは対象としない」と。公共性の著しいものとはどういうことかお伺いしたいと思います。

それから、第7条の1項のイの「通信回線使用料」というふうに書かれているんですけれども、通信回線使用料ということは、つまり加入権の購入とか加入料とかは一切入らずに、月額ランニングコストの回線使用料というふうに捉えてよろしいのかお伺いしたいのと、通信回線というのは固定回線というふうに捉えてよろしいんでしょうか。持ち運び可能な通信SIMとか、そういったものは一切含まないと、Wi-Fi等は含まないというふうに考えてもよろしいのかどうか。

それから、通信料の補助ということなんですけれども、本市で通信が行えるといえば、ピオネットが三次市の最大株主として運営しておるわけなんですけれども、それに限らず、NTTだろうがどこだろうが構わず2分の1の補助というふうに考えてよろしいんでしょうか。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（花本英蔵君） まず1点目でございますけれども、5条の2項「特に公共性の著しいものは」ということでございますけれども、これは、国営といえますか、そういった国の関与した企業などのことを示しております。やはり民間事業を支援する条例でございますので、公費がかかわる公共性のあるものについては対象としないということであっております。

それから、通信回線の中身でございますけれども、これはちょっといろいろと今から調べて、詳細について、どのように取り扱うかというところをまた協議して、中で詰めていくように思っております。議員おっしゃったように、いろんなところがございますので、他市の例も参考にしながら、固定の分はもちろんありますけれども、どこまでを入れるかというところを今から調べていきたいと考えております。

それから、経費の2分の1ということでございますけれども、一応これは県のほうにも制度がございまして、50%を、まず貸し事務所の賃借に要する経費の半分を市が見ます。そして、通信回線の使用料の経費の半分を見ます。そういうところで、残りの半分、50%については、県が事業者のほうへまたそれを補助すると、そういう仕組みでございます。

それから、通信回線の分はちょっと訂正させていただきます。NTTとか、それは何でもオ

一ケーという方法で検討させていただいております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 県が半分補助して、三次市も補助して、全額5年間無料になるということだと思わすけれども、例えば、やはり三次市においてはピオネットがあるということで、補助率の変更等をかけて、三次市で起業なり増設していただく際に、三次市としてピオネットへの加入促進ということも考えられるべきなのかなというふうに。例えばピオネットが2分の1であるとすれば、他の一般業者は4分の1か3分の1か。全額が無料になるのがピオネットの利用の際だけと、新規加入の際というような形のほうが三次市の施策としてよろしいかと思わすけれども、もう一回御見解をお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) 議員が地域のことをお話しいただくのは私もよくわかるんですが、一応ここでは、市独自の制度でなくて、県内の市町が条例をつくるものに対して、県が同額を支援しようということの連携のたてりでございますので、そこを勘案しますと、やはり県の制度との絡みもございますので、一応、この今お示ししておる案で進めさせていただきたいというふうに考えます。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第23号、議案第24号、議案第30号及び議案第33号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第25号、議案第27号、議案第31号及び議案第32号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第20号から議案第22号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第34号 和解することについて

議案第35号 三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに關する同意について

議案第36号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第38号 工事請負契約の締結について

議案第39号 工事請負契約の締結について

議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長(亀井源吉君) 日程第5、議案第34号から議案第40号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第34号から議案第40号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第34号和解することについて御説明申し上げます。

本案は、リバーズ株式会社、株式会社和及び株式会社さくらに対し、池田工場及び弁城保管場の各屋外の土地に立ち入って、産業廃棄物を搬出、撤去することを妨害してはならない旨の判決及びこれに対する仮執行宣言を求める訴えを提起した妨害予防請求事件について、広島地方裁判所福山支部から提示された和解勧告に基づき、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について御説明申し上げます。

本案は、三次市農業委員会委員の任命について、三次市農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合を過半数とすることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

議案第36号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画へ新たに八次222号線ほか2事業を追加し、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、吉舎町辻・山城・徳市辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第38号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、ケーブルテレビ設備改修工事につきまして、一般競争入札を平成29年2月3日に執行いたしました。3者による入札の結果、1億8,241万2,000円でNECネットエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第39号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市健康増進施設建設工事(建築主体工事)につきまして、一般競争入札を平成29年2月13日に執行いたしました。3者による入札の結果、4億5,900万円で株式会社加藤組が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第40号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市健康増進施設建設工事（機械設備工事）につきまして、一般競争入札を平成29年2月13日に執行いたしました、3者による入札の結果、1億5,876万円で株式会社アマノが落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 議案第35号についてお伺いいたします。

三次市農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合が過半数ということの理由と、また、「認定農業者等」の「等」、「これに準ずる」、これはどういうものが考えられるのかという具体的なところを示していただきたい。

それと、これまでの農業委員会の委員の中での認定農業者等の方が何人おられたのかということをお伺いしたいと思います。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（花本英蔵君） まず、過半数を占める条件があるという必要性でございますけど、農業委員会法の第8条第5項の規定によりましてこれは定められております。認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないということで、改正法でそのように定められております。やはりその理由といたしましては、農業を一生懸命やっておられる認定農業者の方が農業委員に加わることによって、さらに農業委員の活動とか、そういった業務を充実させようという狙いがあるようでございます。

それから、「認定農業者等」と、あえて「等」がついておりますのは、まず1つ目は、認定農業者である個人の方ということでございます。それから、2つ目、「等」がついている意味は、これはちょっと法の言い方なんですけど、「認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人」と。「又は農林水産省令で定める使用人」といいますのは、わかりやすく言いますと、認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者というふうに解説をしております。

それから、その後ろの「これらに準ずる者」。「準ずる者」といいますと、認定農業者等であった者、元認定農業者の方ということがございます。それから、認定農業者の親族という解釈がございます。そういうところがありますので、これらに準ずる者に、今現在、認定農業者でなくても、元認定農業者の方、それと、認定農業者の親族であると、そういった方を「準ずる者」というふうにしております。

それから、現在の農業委員会におけます認定農業者の数は、後ほどお答えさせていただきます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 現在の状況はわかりました。認定農業者等とかいう方の割合というのは低いのかなというふうに私は感じたもので、委員の方の確保ができるのかどうかというのがちょっと疑問に感じたもので、この質問をさせていただいたんですけども、あれば聞かせてください。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（花本英蔵君） まず、現農業委員の方の中で、認定農業者4名、準ずる方が4名ということでございます。そして、私たちが事務局としていろいろ心配をしておりました。ちょっとハードルが高いんじゃないかというふうに危惧しておりましたけども、一応、議会のほうへお示しさせていただくことになる任命案については、選任同意については、「準ずる者」という条件がついていますので、過半数を超える見込みとなっております。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（5番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

○5番（新家良和君） 議案第38号から40号について、2点ほど御質問いたします。

1点目は、38号のケーブルテレビの設備改修工事ですが、これの工事の具体的な内容についてお尋ねをしたいのが1点目。

次に、39号、40号に関連して、三次市健康増進施設の建設工事の建設主体と機械設備の工事で、両方の総額で約6億1,700万円強の請負金額になっておりますが、これの落札率の平均がおおよそ99.4%程度になるかと思います。もう一つの電気設備工事を含めた総額について、幾らになったのか、あわせて、そのトータルの落札率で構いませんので、教えていただきたいと思っております。

（政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 藤井政策部長。

○政策部長（藤井啓介君） 議案第38号、ケーブルテレビの設備の改修工事の内容でございますけれども、今回の内容は、市の防災センター、本局があるところでありますが、それと各サブセンターの主には通信設備、データの転送でありますとか中継に用いられるL2スイッチというものがございます。これのいわゆる更新と、それにかかわる機器であるSFPモジュールというものがございますが、これの更新が主要なものでございます。その他で申し上げますと、光ケーブルの管理監視システムを入れておりますが、そちらの更新及び本局になっております防災センターにある電源設備の更新といった内容でございます。

（福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 日野福祉保健部長。

○福祉保健部長（日野宗昭君） 議案第39号、40号に係る落札率と事業費総額の御質問でございます。

す。

まず、事業費総額について申し上げます。電気・機械設備につきましては、税込みで6,620万4,000円でした。トータル、3つの合計でございます。6億8,396万4,000円が3つの工事の落札額の税込みの合計額でございます。3つの落札率の平均の御質問でございます。電気につきましては、落札率が95.7%でございます。この3つの工事を単純に3で割った場合に、落札率ということになりますと、合計しますと98.2%になるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第36号から議案第38号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第39号及び議案第40号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第34号及び議案第35号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第11号 平成28年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

議案第12号 平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第13号 平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第14号 平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第16号 平成28年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第17号 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第18号 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（案）

議案第19号 平成28年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第6、議案第11号から議案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第11号から議案第19号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第11号平成28年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申

上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,219万7,000円を追加し、補正後の総額を413億4,199万4,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、職員人件費29万6,000円を減額。

総務費は、職員の異動等による減額及び退職手当の増額を見込んだ職員人件費について2億779万2,000円を増額するものの、ふるさと納税の基金積立金5,000万円、JR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業2億2,958万1,000円を減額するなど、合わせて2億1,770万9,000円を減額。

民生費は、保育業務委託料6,800万円、生活保護扶助費5,000万円を減額するなど、合わせて2億6,424万6,000円を減額。

衛生費は、健康増進施設整備事業1,300万円、し尿処理施設等管理経費1,120万円を減額するなど、合わせて3,610万8,000円を減額。

農林水産業費は、県営備北南部地区広域農道整備事業負担金2,400万円、農業集落排水事業特別会計繰出金2,929万9,000円を減額するなど、合わせて1億2,767万3,000円を減額。

商工費は、工場等設置奨励金2,131万7,000円を増額するものの、観光交流推進事業3,000万円を減額するなど、合わせて2,377万3,000円を減額。

土木費は、道路橋梁維持事業1億6,000万円を増額するものの、県道新設改良工事9,000万円、東酒屋南駐車場整備事業4,358万1,000円、下水道事業特別会計繰出金5,091万1,000円を減額するなど、合わせて1億5,387万2,000円を減額。

消防費は、備北地区消防組合負担金2,364万9,000円を減額するなど、合わせて2,729万9,000円を減額。

教育費は、まちごとまるごと博物館事業500万円、三次市民ホール指定管理料429万6,000円を減額するものの、国の経済対策を活用した小中学校学習環境整備事業2億600万円を増額するなど、合わせて1億6,798万9,000円を追加。

災害復旧費は、現年災害農地復旧事業1,100万円を追加。

公債費は、長期償還金の実績を見込み、1億7,496万4,000円を減額するものの、長期債繰上償還金12億5,005万2,000円を追加するなど、合わせて9億8,418万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方消費税交付金は、県の試算により1億1,872万7,000円を減額。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金3,394万3,000円を増額するものの、生活保護等対策費負担金3,750万円、地方創生推進交付金5,000万円を減額するなど、合わせて1億1,137万6,000円を減額。

県支出金は、現年災害農地復旧費補助金550万円を増額するものの、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金5,564万5,000円、急傾斜地崩壊対策事業補助金1,100万円を減額するなど、合わせて1億826万4,000円を減額。

財産収入は、土地売払収入700万円を減額。

寄附金は、社会教育費寄附金1,000万円を増額するものの、ふるさと納税寄附金5,000万円を減額するなど、合わせて3,899万8,000円を減額。

繰入金は、JR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業の減額に伴い、充当財源でありました都市整備基金繰入金1億7,393万6,000円、財政調整基金は、繰り戻しを行うことから2億870万4,000円を減額するものの、職員退職手当基金繰入金1億1,000万円、長期債繰上償還金のための減債基金繰入金8億6,099万円を追加するなど、合わせて5億8,734万円を追加。

諸収入は、灰塚ダム周辺施設管理受託事業収入80万4,000円を増額するものの、市町村振興宝くじ交付金294万6,000円を減額するなど、合わせて190万9,000円を減額。

市債は、道路新設改良事業債、臨時財政対策債などを減額するものの、過疎地域自立促進事業債などを増額し、合わせて8,028万4,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、平成29年度への繰越事業として、公共施設改修事業ほか14件について追加し、川西地域活動支援施設整備事業ほか9件について、金額を変更しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、みよし産業応援事業について追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、8ページ記載の第4表のとおり、生涯学習施設整備事業ほか17件について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第12号平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,408万8,000円を減額し、補正後の総額を68億3,215万1,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、保険財政共同安定化事業拠出金1億2,000万円を減額、歳入については、国民健康保険財政調整基金繰入金1億2,000万円を減額しようとするものであります。

次に、議案第13号平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ776万8,000円を追加し、補正後の総額を2億499万9,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、基金積立金776万8,000円を追加、歳入については、前年度繰越金759万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、補正後の総額を72億3,651万1,000円にしようとするものであります。

内容は、歳出については、職員人件費45万円を減額、歳入については、一般会計からの事務費繰入金45万円を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,339万9,000円を減額し、補正後の総額を7億7,588万3,000円にしようとするものであります。

内容は、歳出については、広島県後期高齢者医療広域連合納付金について1,339万9,000円を減額、歳入については、一般会計からの保険基盤安定繰入金1,339万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第16号平成28年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,377万2,000円を減額し、補正後の総額を19億6,627万6,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、産業廃棄物処理業務委託料2,100万円、施設管理経費5,300万6,000円を減額、歳入については、一般会計繰入金5,091万1,000円を減額しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第17号平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,994万9,000円を減額し、補正後の総額を6億1,496万5,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、浄化槽市町村整備推進事業2,033万5,000円を減額、歳入については、一般会計繰入金2,929万9,000円を減額しようとするものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、特定地域生活排水処理事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第18号平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,433万5,000円を追加し、補正後の総額を10億3,741万5,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、簡易水道事業基金残高を水道事業へ出資するため、歳出については、水道事業会計出資金6,865万2,000円を追加、歳入については、簡易水道事業基金繰入金6,865万2,000円を追加しようとするものであります。

最後に、議案第19号平成28年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、資本的収入及び支出について変更しようとするものであります。

第2条資本的収入及び支出の補正について御説明いたします。

資本的収入の補正につきまして、簡易水道事業基金残高を水道事業が出資金として収入することから、資本的収入の総額を6,865万2,000円を増額し、6億3,961万4,000円にしようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号平成28年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）ほか8議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号ほか8議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第 1号 平成29年度三次市一般会計予算（案）
議案第 2号 平成29年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第 3号 平成29年度三次市診療所特別会計予算（案）
議案第 4号 平成29年度三次市介護保険特別会計予算（案）
議案第 5号 平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第 6号 平成29年度三次市土地取得特別会計予算（案）
議案第 7号 平成29年度三次市下水道事業特別会計予算（案）
議案第 8号 平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）
議案第 9号 平成29年度三次市病院事業会計予算（案）
議案第10号 平成29年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第7、議案第1号から議案第10号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第1号から議案第10号までの議案10件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成29年度三次市一般会計予算(案)について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379億円を計上し、前年度予算に比べ1億2,000万円、率にして0.3%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算(案)4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、固定資産税等について増額を見込み、前年度予算に比べ5,394万2,000円、率にして0.8%増の66億282万8,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、減額を見込み、1億3,061万1,000円、11.8%減の9億7,892万6,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税が交付税算定がえから一本算定への激変緩和期間の3年目となることによる減額を見込み、4億8,492万円、3.1%減の152億6,044万2,000円を計上しております。

国庫支出金は、みらさか土地区画整理事業に伴う社会資本整備総合交付金が減額となることなどから、1億9,452万1,000円、6.0%減の30億5,720万3,000円を計上しております。

県支出金は、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金が減額となることなどから、2億5,665万7,000円、9.5%減の24億3,155万1,000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金の減額などを見込み、4,750万円、31.7%減の1億250万2,000円を計上しております。

繰入金は、ふるさと創生基金、過疎地域自立促進基金の繰入を行うなど、4億6,474万2,000円、57.3%増の12億7,531万2,000円を計上しております。

市債は、三次地区拠点整備事業、健康増進施設整備事業などにより、7億767万9,000円、13.5%増の59億5,330万8,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国・県の動向を見きわめながら、有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、議員報酬、議員共済会負担金の減額などにより、前年度予算に比べ839万1,000円、

率にして2.8%減の2億8,682万6,000円を計上しております。

総務費は、三次地区拠点整備を増額するものの、JR三次駅構内バリアフリー化施設整備事業、施設管理経費、基金積立金の減額などから、2億1,234万6,000円、3.4%減の60億2,905万2,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援に係る扶助費、神杉保育所整備事業、こども集会所整備事業の増額などから、5億5,103万2,000円、5.6%増の103億1,449万7,000円を計上しております。

衛生費は、健康増進施設整備事業、病院事業会計負担金、水道事業会計補助金の増額などから、3億4,278万7,000円、12.0%増の31億9,288万2,000円を計上しております。

農林水産業費は、小規模崩壊地復旧事業を増額するものの、植物工場等整備事業、小規模農業基盤整備事業の減額などから、2億803万8,000円、7.9%減の、24億2,509万9,000円を計上しております。

商工費は、女性活躍推進（プラットフォーム）事業、道の駅ゆめランド布野施設改修事業の増額などから、5,843万8,000円、6.4%増の9億6,998万円を計上しております。

土木費は、道路橋梁維持経費を増額するものの、みらさか土地区画整理事業、こどもの室内遊び場整備事業の減額などから、3億4,995万3,000円、7.5%減の43億2,886万2,000円を計上しております。

消防費は、備北地区消防組合負担金、ハザードマップ作成事業の増額などから、1億929万2,000円、8.3%増の、14億3,210万1,000円を計上しております。

教育費は、神杉小学校プール整備事業、みわ文化センター増築等整備事業を増額するものの、小中学校学習環境整備事業について、国の経済対策を活用するために、平成28年度の12月補正予算及び3月補正予算（案）に計上していることから減額となるなど、1億5,952万1,000円、6.3%減の23億9,183万4,000円を計上しております。

公債費は、前年度並みの62億5,278万円を計上しております。

予算執行に当たっては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事業進捗管理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、9ページ、10ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか28件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか33事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めようとするものであります。

次に、議案第2号平成29年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

げます。

15ページをお開きください。

被保険者数の減少により、保険給付費総額はやや減少傾向にあるものの、被保険者1人当たり給付費の増加傾向は続いています。また、高額入院の発生や高額新薬の保険適用などによる影響等と思われる高額療養費等は増加傾向にあり、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

平成29年度においても、医療費適正化事業の推進や特定健診の受診率向上等、保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の強化など、国保財政の安定的な運営に向けて一層の取組を進めてまいります。また、平成30年度からの国民健康保険の県単位化に向けた準備や関係機関との協議を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億1,093万2,000円とし、前年度予算に比べ1億987万2,000円、率にして1.6%減の予算となっております。

第2条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成29年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

安心して住み続けることのできる地域づくり、地域包括ケアシステム構築に重要な在宅での診療体制の確保に向け、周辺地域の診療所の運営に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,973万9,000円を計上し、前年度予算に比べ5,696万1,000円、率にして29.0%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第4号平成29年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの推進体制の整備に向けて関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億6,566万9,000円を計上し、前年度予算に比べ1億5,294万8,000円、率にして2.2%増の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。保険料率については、2年ごとに見直されることとなっており、平成29年度は据え置かれますが、広域連合の試算結果に基づき、被保険者1人当たりの基準所得額の増加により、保険料収入が増加するものと見込んでいます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,250万2,000円を計上し、前年度予算に比べ77万6,000円、率にして0.1%減の予算となっております。

次に、議案第6号平成29年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を經理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88万円を計上し、前年度予算に比べ17万7,000円、率にして16.7%減の予算となっております。

平成29年度においては、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成29年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

公共下水道は、市民の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,836万円を計上し、前年度予算に比べ1億1,168万8,000円、率にして5.4%減の予算となっております。

平成29年度においては、三次処理区における管渠布設工事をしていくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入の最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行ってまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,343万6,000円とし、前年度予算に比べ3,130万8,000円、率にして4.8%減の予算となっております。

平成29年度においては、農業集落排水処理施設及び特定排水処理施設の維持管理に必要な経

費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成29年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全・安心で質の高い医療を提供するために、超音波診断装置、動画ネットワークサーバーシステムの更新を行うとともに、健全経営にも取り組んでまいります。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ27万7,620人、1日平均991人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ10万8,040人、1日平均296人、外来患者については、年間延べ16万9,580人、1日平均695人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入1億5,000万円、施設整備事業5,000万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益89億2,055万6,000円、支出は、病院事業費用89億1,646万9,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入1億9,370万1,000円、支出は、資本的支出12億1,885万4,000円あります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億2,515万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか13件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を26億1,899万6,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第10号平成29年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業会計予算は、平成29年4月1日に、簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するため、旧簡易水道事業及び旧飲料水供給事業を含めた予算となっております。

統合後においても、水道事業を取り巻く環境は、人口構成の変化、節水意識の向上や節水器具の普及による給水収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など、厳しい経営状況が予測されます。

今後も、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給す

るため、給水区域の拡張、老朽管更新などを計画的に行ってまいります。

平成29年度においては、拡張計画に基づき、有原町、西河内町、山家町、作木町、三良坂町、吉舎町及び三和町において、給水区域の拡張に伴う配水管布設工事などを行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,227戸、年間総給水量451万9,430立方メートル、1日平均給水量1万2,382立方メートル、建設改良費は11億2,653万8,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、水道事業収益18億1,298万円、支出は、水道事業費用17億5,100万2,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入11億1,246万1,000円、支出は、資本的支出17億8,983万8,000円あります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,737万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第4条の2特例的収入及び支出は、簡易水道事業及び飲料水供給事業の水道事業への統合に伴い、平成28年度打ち切り決算による簡易水道事業及び飲料水供給事業の未収金及び未払金を定めるものであります。債権（未収金）は4,322万3,000円、債務（未払金）は1億6,899万9,000円あります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか6件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を3億5,289万6,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を860万1,000円に定めようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成29年度三次市一般会計予算（案）ほか9議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ほか9議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会へ付託を

いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時33分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月3日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 吉岡広小路

会議録署名議員 福岡誠志